

国保だより



けがや病気など、いざというときに安心して医療が受けられるように、みんなで負担しあって支える国民健康保険。

国民健康保険(国保)は、健康保険や共済組合など職場の健康保険に加入していない人や自営業者などが加入する医療保険制度です。

今回は、制度改正についてお知らせします。

保険証を更新

今月1日から、国民健康保険被保険者証(保険証)が、新しくなっています。新しい保険証の色は、一般用が桃色、退職者用が緑色です。9月下旬に郵送しましたが、届いてますか。

記載内容を確認して、医療機関などで受診する場合は、必ず窓口で提示してください。届いていない場合は、保険医療課まで連絡してください。



なお、一部の世帯については、国保税の納付と納付相談を兼ねた窓口更新となります。

今月から制度が一部変わります

〔70歳未満の人〕

高額療養費の自己負担限度額

同じ人が同じ月に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が、自己負担限度額を超えた場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。自己負担限度額は、表1のとおりです。

出産育児一時金

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が一人につき、30万円から35万円に引き上げられます。

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額

先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の人は、申請により「特定疾病療養受療証」を交付しています。今月から70歳未満の上位所得者の人工透析については、1か月の自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

表1 10月診療分からの自己負担限度額(月額)

70歳未満の人

	自己負担限度額	
	過去1年間で3回目まで	4回目以降
上位所得者	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円 24,600円	

上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯、一般とは、上位所得者世帯以外で、住民税が課税されている世帯。

70歳以上の人

		自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算(注)	
一般	12,000円	44,400円	
住民税非課税世帯	低所得	24,600円	
	低所得	8,000円	15,000円

(注) 過去1年間で4回目以降の自己負担限度額は44,400円

現役並み所得者とは、市民税の課税所得が145万円以上の世帯の人、一般とは住民税課税世帯の人。住民税非課税世帯のうち低所得は同一世帯の全員が住民税非課税の人、低所得は同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人。

国保についての問い合わせ先

保険医療課 ☎0848676050 ☎0848642130



【70歳以上の入】

高額療養費の自己負担限度額

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は、表1のとおりです。

現役並み所得がある人の自己負担割合

70歳以上の人で、現役並み所得がある人は、医療機関で支払う自己負担割合が2割から3割に引き上げられます。対象は、現在持っている高齢受給者証に3割と記載されている人です。

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担

療養病床に入院する70歳以上の人は、これまでの食材料費に加え、調理コストと居住費を負担することになりました。また低所得者は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、表2のように負担が軽減されます。

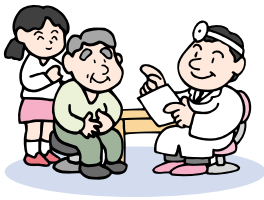


表2 療養病床の標準負担額(月額)

現役並み所得者 一般	52,000円 (食費 42,000円 居住費 10,000円)
低所得者	30,000円
低所得者	22,000円
低所得者、または 高齢福祉年金受給者	10,000円

自分で守ろう自分の健康

健康は、ながい人生を豊かで快適に暮らすために、かけがえないものです。市では、健康管理や健康づくりのための、助成事業を行なっています。今一度、生活習慣を見直して、自分の健康は自分で守っていきましょう。

始めてみませんか ウォーキング

ウォーキングのできる時間をみつけて、歩いてみませんか？ ウォーキングは、どこでも気軽に、無理なくできるのがよいところです。今までの運動習慣がなかった人でも、ちよつとした時間を利用して、楽しみながらウォーキングができます。



ウォーキングのポイント

- ウォーキング前後は、ストレッチをしよう。
- 正しいフォームで歩こう。
- 友だちや仲間、夫婦で歩きながら話そう。
- 車や信号が少ない場所を歩こう。

歩いて健康の旅

歩いた距離に応じて、希望するJR路線地図の升目を塗つてください。各路線を終了すると、スタンプを押し、次のJR路線地図と記念品を渡します。

対象 40歳以上の人
申し込み先 保険医療課(☎0848-6050)、保健福祉課(☎0848-6061)、または本郷保健福祉センター(☎0848-83609)、久井保健福祉センター(☎0847-8551)、大和保健福祉センター(☎0847-0960)

- 0848-6050、保健福祉課(☎0848-6061)、または本郷保健福祉センター(☎0848-83609)、久井保健福祉センター(☎0847-8551)、大和保健福祉センター(☎0847-0960)



万歩計の貸し出し

対象者 40歳以上の人
貸出料 無料
貸出期間 1か月

申し込み先 保険医療課(☎0848-6050)、保健福祉課(☎0848-6061)、または本郷保健福祉センター(☎0848-83609)、久井保健福祉センター(☎0847-8551)、大和保健福祉センター(☎0847-0960)

申し込み先 保険医療課(☎0848-6050)、保健福祉課(☎0848-6061)、または本郷保健福祉センター(☎0848-83609)、久井保健福祉センター(☎0847-8551)、大和保健福祉センター(☎0847-0960)



蛍光タスキの貸し出し

夜間や、早朝に歩く人の事故防止のため、蛍光タスキを貸し出しています。

対象 小学生以上で2人以上のグループ(小学生は保護者と一緒に)
貸出料 無料

申し込み先 保健福祉課(☎0848-6061)、または本郷保健福祉センター(☎0848-83609)、久井保健福祉センター(☎0847-8551)、大和保健福祉センター(☎0847-0960)

老人保健医療 だより



今月から老人保健が
一部変わります

高額医療費の自己 負担限度額

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額医療費として支給されます。老人保健で医療を受ける人は表1のように自己負担限度額が一部引き上げられます。所得区分は表2のとおりです。

現役並み所得がある 人の自己負担割合

老人保健で医療を受ける

人のうち、現役並み所得がある人は、医療機関に支払う自己負担割合が2割から3割に引き上げられます。



療養病床に入院する場合 の食費・居住費の負担

療養病床に入院する老人保健で医療を受ける人は、これまでの食材料費に加え、調理コストと居住費を負担

することになります。低所得、またはとなる人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、表3のとおり軽減が受けられます。

人工呼吸器、中心静脈栄養などを要する患者や脊髄(せきずい)損傷(四肢まひがみられる状態)、難病などの患者は、現行どおり食材料費相当のみの負担となります。

表1 自己負担限度額(月額)

	外来(個人ごと)	自己負担限度額
		外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算(注)
一般	12,000円	44,400円
住民税 非課税世帯	低所得	24,600円
	低所得	15,000円

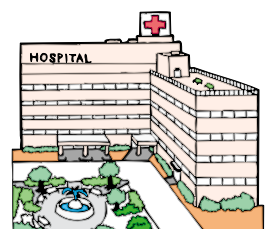
(注) 過去1年間で4回目以降の自己負担限度額は44,400円

表2 所得区分の判定基準

現役並み所得者	市民税の課税所得が145万円以上の世帯の人。
一般	住民税課税世帯の人。
低所得者	同一世帯の全員が住民税非課税の人。
低所得者	同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。 例: 単身世帯で年金収入のみの場合 年収80万円以下

表3 療養病床の標準負担額(月額)

現役並み所得者	52,000円
一般	(食費 42,000円) (居住費 10,000円)
低所得者	30,000円
低所得者	22,000円
低所得者、または 老齢福祉年金受給者	10,000円



老人保健についての
問い合わせ先
保険医療課
(☎0848676056
☎0848642130)

